

2022年11月4日

## 第 54 期定時株主総会における当社対応について

令和元年改正会社法の施行に伴う、株主総会資料の電子提供および書面交付請求について、以下の通り、ご案内申し上げます。

### 《株主総会資料の電子提供》

令和元年改正会社法の施行ならびに 2022 年 6 月 22 日開催の第 53 期定時株主総会において当社定款の一部変更をご承認いただいたことにより、2022 年 3 月以降に開催する当社株主総会につきまして、株主総会資料を電子提供することが可能となりました。

### 《書面交付請求》

電子提供の開始に伴い、インターネットを利用することが困難である等のご事情がある株主様につきましては、所定のお手続きをいただくことにより、これまでと同内容の株主総会資料を書面にてお受け取りいただくことが可能となります。

当社の場合、株主総会資料の書面交付を希望する場合には、2022 年 9 月 1 日以降、当社株主名簿管理人（三菱ＵＦＪ信託銀行）または証券会社に対し、所定の手続きをお取りいただく必要がありました。

### 《当社の対応》

当社は、法令の趣旨等様々な角度から検討を続けて参りましたが、株主様への周知不足のおそれがある等の理由から、2023 年 6 月に開催予定の第 54 期定時株主総会における当社の対応を以下の通りといたします。

1. 第 54 期定時株主総会における株主総会資料につきましては、フルセット・デリバリー方式（※）でのご提供といたします
2. 2022 年 9 月 1 日以降、株主総会資料を書面で受領するためのお手続き（書面交付請求）が可能となりますが、上記の通り、フルセット・デリバリー方式を採用いたしますので、ご請求の必要はございません。
3. 第 55 期以降の定時株主総会での対応につきましては未定です。

（※）フルセット・デリバリー方式とは、電子提供措置とともに全ての株主様に対し全ての株主総会資料等を書面で交付する方式です。

以上